

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和8年3月12日

石川県津幡町長 矢 田 富 郎

津幡町条例第10号

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(津幡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部
改正)

第1条 津幡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
(平成26年津幡町条例第25号)の一部を次のように改正する。

第15条第1号中「この号及び次号において」を削る。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども
園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼
稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用す
る認定こども園法第27条の2第1項各号)」に改める。

(津幡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 津幡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年津幡町
条例第26号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(津幡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 津幡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年
津幡町条例第27号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(津幡町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 津幡町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年津幡町
条例第9号)の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。